

障害者雇用促進法改正法の施行について

1 平成 17 年 10 月 1 日施行

○ 助成金制度の見直し

- ① 職場適応援助者助成金の創設
- ② 障害者介助等助成金の改善
- ③ 障害者雇用継続助成金を、障害者雇用納付金制度による助成金に統合 等

○ 特例子会社に対する調整金・報奨金の支給

特例子会社がある場合には、特例子会社が、調整金・報奨金を受給することを選択できるようにする

○ 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携

国及び地方公共団体は、障害者の雇用促進施策を推進するに当たって障害者福祉施策との有機的な連携を図るものとする

○ 障害者職業センターと医療関係者との連携

2 平成 18 年 4 月 1 日施行

○ 精神障害者の雇用対策の強化

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者）を各企業の雇用率の算定対象に加える（法定雇用率は現行（1.8%）通り） 等

○ 在宅就業障害者に対する支援

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度において特例調整金・特例報奨金を支給する 等

○ アビリンピックに係る業務を納付金関係業務として実施

障害者雇用促進法改正法の施行に伴う主な政省令改正事項

1. 平成 17 年 10 月 1 日施行（平成 17 年 9 月下旬公布）

- ジョブコーチ助成金の新設【省令】
- 在宅勤務コーディネーターに関する助成金の新設【省令】
- 発達障害者に対してジョブコーチ助成金を支給すること等（身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者のうち、納付金を財源とする助成金等の対象となる障害者の障害種別及び支給される助成金等の種類）【省令】

2. 平成 18 年 1 月 1 日施行（平成 17 年内に公布予定）

- グループ就労に関する助成金の新設【省令】

3. 平成 18 年 4 月 1 日施行（平成 17 年内に公布予定）

（1）精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用関係

- 雇用率制度の適用にあたり、精神障害者である短時間労働者等を 0.5 人分と算定すること【省令】

（2）在宅就業障害者に対する支援関係

①在宅就業特例調整金・在宅就業特例報奨金関係

- 在宅就業特例調整金の額（調整額）【政令】
- 評価額【政令】
- 在宅就業特例調整金・在宅就業特例報奨金の支給申請手続【省令】
- 在宅就業支援の対象となる障害者の就業場所【省令】
- 在宅就業特例報奨金の額（報奨額）【省令】

②在宅就業支援団体関係

- 在宅就業支援団体の欠格事由の対象となる労働関係法律【政令】
- 在宅就業支援団体の登録更新の期間【政令】
- 在宅就業支援団体の登録手続【省令】
- 在宅就業支援団体の発行する発注証明書の記載事項【省令】
- 在宅就業支援団体の業務運営基準【省令】
- 在宅就業支援団体の業務規程において定めておかなければならない事項【省令】
- 在宅就業支援団体の報告手続及び報告内容【省令】